

第124回
倉敷市都市計画審議会

議 事 要 旨

日 時 : 令和6年2月2日(金)
10:00~10:45
場 所 : 倉敷市役所10階大会議室

第124回倉敷市都市計画審議会議事要旨

日時：令和6年2月2日（金）

10:00～10:45

場所：倉敷市役所10階大会議室

【出席者】

委員：小上委員 高山委員 西川委員 橋本委員 百本委員
森委員 大橋委員 原田委員 新垣委員 野田委員（代理出席）
廣金委員 吉田委員 （計12名）

倉敷市：小路技監 亀山建設局長 浅野都市計画部次長

幹事：堀越都市計画部長 有安土木部長

事務局：角南課長 阿部課長代理 犬飼主任 田邊副主任

担当者：公園緑地課 西村課長代理 蛭子主幹

まちづくり推進課 松川主幹

【傍聴者】

なし

【報道関係者】

なし

【議案】

第1号議案 岡山県南広域都市計画公園の変更（倉敷市決定）について
（3・3・倉1 児島公園）

第2号議案 岡山県南広域都市計画公園の変更（倉敷市決定）について
（5・5・倉1 酒津公園）

【概要】

（◎会長 ■署名委員 ◆□◇★△委員 ○幹事・担当課）

◎ 本日の審議は公開ということで進めさせていただきます。会議録署名委員1名を指名させていただきます。西川 博美委員にお願いしたいと思います。

■ 承知しました。

◎ それでは、第1号議案「岡山県南広域都市計画公園の変更（倉敷市決定）につい

て（3・3・倉1 児島公園）」の説明をお願いします。

- 第1号議案について説明。
- ◎ それでは、ただいま説明のありました第1号議案について、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。
- ◆ 公園と施設の間の道路について、自動車や自転車が通れるようになることはあるのでしょうか。
- 自動車の通行は想定していません。自転車の通行については、現時点では未定です。
- ◆ 短大生が自転車で通学し、多目的広場と児童館の間を子供が行き来することが想定できますので、そのあたりの安全対策もぜひ考えてください。
- 承知しました。
- 市立短期大学が移転した後の利用計画はありますか。
- 市立短期大学の建物は倉敷翔南高等学校に活用したいと考えております。
- ◎ 児島公園の変更は、面積が半分程度になるという大きな変更ですが、現在の機能が維持されますか。また児童館等の併設による公園機能への影響はどのように考えていますか。
- 現状の利用者数を踏まえると、面積減少による機能低下は少ないと考えています。むしろ、遊具や交流広場、児童館等の新設により公園としての機能も高まると考えています。
- ◎ ありがとうございます。それでは、ほかにご意見がないようですので、第1号議案について、お諮りいたします。第1号議案「岡山県南広域都市計画公園の変更（倉敷市決定）について（3・3・倉1 児島公園）」、案のとおり決することに、異議ございませんか。
- ◆□◇★△ 異議なし。
- ◎ 異議がないようですので、第1号議案は、案のとおり議決し、市長に通知することに決定いたしました。続きまして、第2号議案「岡山県南広域都市計画公園の変更（倉敷市決定）について（5・5・倉1 酒津公園）」の説明をお願いします。
- 第2号議案について説明。

- ◎ それでは、ただいま説明のありました第2号議案について、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。
- ◇ 公園の機能はほとんど変わらないということだと思っておりますが、今後、河川区域内の範囲については国と市のどちらが管理をするのでしょうか。
- 河川区域内については、国から公園占用許可をとり都市公園として市が管理していきます。ただし、河川堤防としての機能については国が管理していくことになるため、管理協定を結び、今までと同じように国と市で協力しながら管理していくこととなります。
- ★ 今回の区域変更は、当初に広く設定し過ぎていたものを法律上適正なものにするものなんでしょうか。
- 当初都市計画決定は当時の地形に合わせた形でされています。しかし、まちの都市化や土地利用の変化により、河川の埋立地に酒津公園が作られるなど、結果として現在の公園形状となっております。また、民地部分に計画していた機能については、現状の都市公園内に整備されているものと判断し、民地部分を除外するという考えに至っております。
- ◎ 公園種別の名称が変わることについてですが、都市計画法上の名称が変更されてかなり期間が経ってからの変更かと思えます。なぜこのタイミングでの変更となったのでしょうか。
- 地名や種別名称等の軽微な変更は、区域変更等に合わせた変更対応としています。
- ◎ 今後、都市計画変更を予定している別の公園についても、今は一般公園のままということでしょうか。
- 調査しておりませんが、これまでに都市計画変更がされていなければそのままかもしれません。
- ◎ ありがとうございます。それでは、ほかにご意見がないようですので、第2号議案について、お諮りをいたします。第2号議案「岡山県南広域都市計画公園の変更（倉敷市決定）について（5・5・倉1 酒津公園）」、案のとおり決することに、異議ございませんか。
- ◆□◇★△ 異議なし。
- ◎ 異議がないようですので、第2号議案は、案のとおり議決し、市長に通知すること

とに決定いたしました。以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。
みなさまありがとうございました。それでは、本日の審議会は終了しますので、
事務局へお返しします。

令和6年 4月 22日

会 長 橋本 成仁

署名委員

西川 博美